### 【表紙】

【公表日】 2025年10月31日

【発行者の名称】 株式会社Yottavias

(Yottavias Co., Ltd)

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番4号

【電話番号】 03-4214-8484

【事務連絡者氏名】 取締役 長谷川 一正

【担当 J-Adviser の名称】 株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内 直樹

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が https://www.nihon-ma.co.jp/ir/公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】 03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】 株式会社Yottavias

https://yottavias.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項 第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報 のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な 重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有 価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただ し、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたとき は、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意 を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を 生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られませ ん。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

### 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 11 期(中間)	第 12 期(中間)	第 13 期(中間)	第 11 期	第 12 期
決算年月		2023年7月	2024年7月	2025年7月	2024年1月	2025年1月
売上高	(千円)	519, 220	387, 092	429, 484	969, 996	755, 143
経常利益	(千円)	45, 241	1,960	9, 771	34, 267	25, 309
中間(当期)純利益	(千円)	29, 592	1, 268	6, 391	23, 294	17, 696
持分法を適用した場合の投資利 益	(千円)	_	-	-	-	_
資本金	(千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	(株)	400,000	400, 000	400,000	400, 000	400, 000
純資産額	(千円)	195, 107	143, 678	166, 498	142, 410	160, 107
総資産額	(千円)	461, 661	469, 604	429, 700	417, 626	436, 297
1株当たり純資産額	(円)	487. 77	372. 70	431. 90	369. 42	415. 32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	_ (-)
1株当たり中間(当期)純利益金 額	(円)	73. 98	3. 29	16. 58	58. 59	45. 91
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	ſ	ſ	-	_	J
自己資本比率	(%)	42.3	30.6	38. 7	34. 1	36. 7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	51, 545	△26, 980	37, 282	63, 212	△14, 999
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	26, 641	△556	△8, 707	23, 880	△4, 620
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△45 <b>,</b> 964	71, 258	△40, 518	△81, 372	30, 740
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(千円)	308, 136	325, 355	280, 811	281, 634	292, 755
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	9 (7)	11 (4)	13 (7)	11 (6)	8 [6]

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
  - 3. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
  - 4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕 外数で記載しております。
  - 6. 第 11 期及び第 12 期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、O A G 監査法人による監査を受けております。第 11 期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、O A G 監査法人による中間監査を受けております。第 12 期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、O A G 監査法人による中間監査を受けております。第 13 期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、O A G 監査法人による期中レビューを受けております。

### 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

### 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

# 4 【従業員の状況】

(1)発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	13 [7]	
---------	--------	--

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
  - 2. 当社は IT コンサルティングの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、円安によるインバウンド需要の増加や、雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で、欧米における高金利水準の継続や中国経済の先行き懸念に加え、米国においては関税政策の動向がグローバルなサプライチェーンや貿易環境に影響を及ぼしており、依然として不透明感が残る状況にあります。

このような経済環境のもと、当社におきましては、既存事業の一層の強化と新規事業の育成に積極的に取り組んでまいりました。

主軸である法人顧客を対象にした IT コンサルティングにおいては、Wi-Fi 環境の見直しやデータバックアップ、クラウド監視カメラを提供してまいりました。

特に、近年急増するサイバー攻撃(ランサムウエアやマルウエア)に対するリスク意識の高まりを背景に、セキュリティソフトやクラウド監視カメラなど関連サービスの需要が堅調に拡大し、当社における新サービスの販売も順調に推移いたしました。

また、店舗やオフィスの無人化・省人化に資する各種 IT ソリューションも着実に需要を獲得しており、導入企業数は前年同期を上回る水準で推移いたしました。

一部の大型案件については工期の長期化により売上計上が下期以降にずれ込む見込みとなっておりますが、案件自体は継続して進捗しており、下期における業績寄与が期待されております。

新規事業分野においても市場からの引き合いが増加しており、将来の成長基盤を形成する動きが着実に進展しております。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は429,484千円(前年同期比11.0%増)、営業利益は219千円(同91.8%減)、経常利益は9,771千円(同398.5%増)、中間純利益は6,391千円(同403.9%増)となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は 280,811 千円(前期末比 11,943 千円減)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は37,282 千円(前年同期は26,980 千円の資金の減少)となりました。これは主に、仕入債務の増加10,687 千円、税引前中間純利益9,771 千円、未払金の増加6,662 千円によるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は8,707千円(前年同期は556千円の資金の減少)となりました。これは主に、有 形固定資産の取得による支出7,989千円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は 40,518 千円 (前年同期は 71,258 千円の資金の増加) となりました。これは主に、長期借入金の返済 40,518 千円によるものです。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、IT コンサルティング事業のみを記載しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
IT コンサルティング事業	429, 484	111.0
合計	429, 484	111.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	(自 202	会計期間 4年2月1日 4年7月31日)	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ハローコミュニケーションズ	276, 382	71.4	339, 831	79. 1
株式会社 USEN NETWORKS	65, 187	16.8	_	_

<sup>(</sup>注) 当中間会計期間の株式会社 USEN NETWORKS に対する販売実績については、当該販売実績の総販売実績に対する割合が 100 分の 10 未満のため記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関しては以下の通りです。

#### 担当 J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約(以下、「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### < J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下、「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

#### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結 財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度 に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の 状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の (a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判 所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規 定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にし たがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理 を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である 旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又 は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業 の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合に は、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する 合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業 年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行っ たことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合に は、原則として本契約の解除は行わないものとする。
  - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は 更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと 認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲渡、vi 非上場会社からの事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、vii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内 に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正 意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである 場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

① 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが 確実となった場合

② 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑤ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防 衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点 の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導 入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と することができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する 旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒 否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株 式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類 株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち 取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議 又は決定。
- 16 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑩ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑧ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

# 5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社ハロー コミュニケーシ ョンズ	取次店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社 USEN NETWORKS	代理店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日

<sup>(</sup>注) 契約期間は、更新後の契約期間であり、更新期間は原則1年(自動更新)であります。

# 6 【研究開発活動】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この 財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に 影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に 判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

#### (2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

#### (流動資産)

当中間会計期間期末における流動資産は、364,825 千円(前期末比 13,821 千円減)となりました。これは主に 売掛金が 7,740 千円増加したものの、現金及び預金が 11,943 千円、棚卸資産が 5,577 千円、未収還付法人税等が 4,113 千円減少したことによるものです。

#### (固定資産)

当中間会計期間期末における固定資産は、64,875 千円(前期末比7,224 千円増)となりました。これは主に、工具、器具及び備品(純額)が7,504 千円増加したことによるものです。

#### (流動負債)

当中間会計期間期末における流動負債は、185,964千円(前期末比23,166千円増)となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が4,360千円減少したものの、買掛金が10,687千円、未払金が8,525千円、未払法人税等が3,289千円、販売促進引当金が3,142千円増加したことによるものです。

#### (固定負債)

当中間会計期間期末における固定負債は、77,237 千円(前期末比 36,155 千円減)となりました。これは主に、 長期借入金が36,158 千円減少したことによるものです。

### (純資産)

当中間会計期間期末における純資産につきましては 166, 498 千円 (前期末比 6, 391 千円増) となりました。利益 剰余金が 6, 391 千円増加したことによるものです。

#### (3)経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

# 第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

- 2 【設備の新設、除却等の計画】
- (1) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

# 第5 【発行者の状況】

## 1 【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の 別、額面・無額 面の別及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間会計期間末 現在発行数 (株) (2025年 7月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2025年 10月31日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	1, 600, 000	1, 200, 000	400, 000	400, 000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1, 600, 000	1, 200, 000	400, 000	400, 000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

- (3) 【MSCB 等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数	発行済株式総数	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増減	資本準備金残高
	増減数(株)	残高(株)	(千円)	(千円)	額(千円)	(千円)
2025年2月1日~ 2025年7月31日	-	400, 000	ı	20,000	-	-

### (6) 【大株主の状況】

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社よりみち	東京都豊島区東池袋1丁目34-5	220, 000	57. 07
株式会社 Daiko Communications	東京都板橋区三園2丁目4-2	57, 500	14. 92
髙岡 悦幸	東京都千代田区	35, 000	9. 08
株式会社ユナイテッドトラスト	東京都港区赤坂4丁目8-18	12, 000	3. 11
飯島 正博	東京都練馬区	12, 000	3. 11
髙岡 千春	千葉県千葉市中央区	8, 000	2. 08
株式会社ライフイン 24group	東京都豊島区東池袋4丁目14-2 ワークスタジオ01ビル	7, 700	2.00
伊藤 邦雄	東京都国立市	6, 000	1. 56
株式会社今井組	千葉県銚子市長塚町4丁目1157	4, 000	1. 04
今井 敏春	千葉県旭市	4, 000	1. 04
關 康宏	千葉県千葉市緑区	4, 000	1. 04
計	-	370, 200	96. 03

<sup>(</sup>注) 当社は、自己株式 14,500 株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記の株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

### (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	-	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,500	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 385,500	3, 855	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100 株であります。
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	400, 000	_	_
総株主の議決権		3, 855	_

### ② 【自己株式等】

2025年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 Yottavias	東京都千代田区麴町 3丁目3-4	14, 500	-	14, 500	3. 63
計		14, 500	_	14, 500	3. 63

### 2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月
最高(円)	_	_	_	_	_	3, 200
最低(円)	_	_	_	_	_	3, 200

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。
  - 2. 2025年2月から6月までにおいては売買実績がありません。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

### 第6 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)の中間財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

# 【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 ①【中間貸借対照表】

		(単位:千円
	前事業年度 (2025 年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 7 月 31 日)
産の部		
流動資産		
現金及び預金	292, 755	280, 811
売掛金	66, 585	74, 326
棚卸資産	<b>※</b> 5,577	<b>※</b> -
前払費用	2, 766	2,876
未収還付法人税等	4, 113	_
その他	6, 848	6,811
流動資産合計	378, 646	364, 825
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	13, 740	12,960
工具、器具及び備品(純額)	3, 929	11, 434
有形固定資産合計	17, 669	24, 395
無形固定資産		
ソフトウエア	436	218
無形固定資産合計	436	218
投資その他の資産		
出資金	40	40
敷金及び保証金	34, 538	35, 255
繰延税金資産	4, 966	4,966
投資その他の資産合計	39, 544	40, 262
固定資産合計	57, 650	64, 875
資産合計	436, 297	429, 700

	前事業年度 (2025 年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 7 月 31 日)
 負債の部		
流動負債		
買掛金	48, 007	58, 694
1年内返済予定の長期借入金	78, 972	74, 612
未払金	7, 614	16, 140
未払費用	6, 524	8, 588
未払法人税等	90	3, 379
未払消費税等	4, 222	1,821
預り金	867	971
賞与引当金	1, 066	1, 466
販売促進引当金	11, 035	14, 178
その他	4, 396	6, 111
流動負債合計	162, 797	185, 964
固定負債		
長期借入金	105, 510	69, 352
資産除去債務	7, 882	7, 885
固定負債合計	113, 392	77, 237
負債合計	276, 190	263, 202
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	186, 507	192, 898
利益剰余金合計	186, 507	192, 898
自己株式	△46, 400	△46, 400
株主資本合計	160, 107	166, 498
純資産合計	160, 107	166, 498
負債純資産合計	436, 297	429, 700

②【中間損益計算書】		
		(単位:千円)
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年2月1日	(自 2025年2月1日
	至 2024年7月31日)	至 2025年7月31日)
売上高	387, 092	429, 484
売上原価	259, 618	289, 118
売上総利益	127, 474	140, 366
販売費及び一般管理費	<b>※</b> 124, 808	<b>※</b> 140, 146
営業利益	2, 665	219
営業外収益		
受取利息	1	153
受取配当金	0	0
共済解約手当金	_	8,000
助成金収入	_	2, 400
その他	1	157
営業外収益合計	3	10, 711
営業外費用		
支払利息	708	1, 115
その他	_	44
営業外費用合計	708	1, 159
経常利益	1,960	9, 771
税引前中間純利益	1, 960	9, 771
法人税等	691	3, 379
中間純利益	1, 268	6, 391

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	1, 960	9,771
減価償却費	1, 102	3, 345
賞与引当金の増減額 (△は減少)	413	400
販売促進引当金の増減額(△は減少)	△7, 047	3, 142
共済解約手当金	_	△8, 000
助成金収入	_	△2, 400
受取利息及び受取配当金	$\triangle 2$	$\triangle 154$
支払利息	708	1, 115
売上債権の増減額(△は増加)	△10, 444	△7, 740
未収入金の増減額 (△は増加)	243	37
未払金の増減額(△は減少)	2, 658	6, 662
仕入債務の増減額(△は減少)	△3, 449	10,687
未払消費税等の増減額(△は減少)	$\triangle 1,239$	△2, 401
その他の資産の増減額 (△は増加)	1, 397	5, 467
その他の負債の増減額 (△は減少)	△2, 582	3, 882
その他	1	2
小計	△16, 278	23, 819
利息及び配当金の受取額	2	154
利息の支払額	△708	$\triangle 1, 115$
法人税等の支払額	△9, 995	$\triangle 90$
法人税等の還付額	_	4, 113
共済解約手当金の受取額	_	8,000
助成金の受取額	_	2, 400
営業活動によるキャッシュ・フロー	△26, 980	37, 282
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	_	△7, 989
敷金及び保証金の差入による支出	△546	△717
その他	$\triangle 10$	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	△556	△8, 707
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	105, 000	_
長期借入金の返済による支出	△33, 742	$\triangle 40,518$
財務活動によるキャッシュ・フロー	71, 258	△40, 518
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	43, 721	△11, 943
現金及び現金同等物の期首残高	281, 634	292, 755
		,

#### 【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。

### (中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

#### (中間貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 7 月 31 日)
貯蔵品	5,577 千円	一千円
- 計	5,577 千円	一千円

#### (中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Mary July SALVE	. HX(101( ) ( ) C 11 ) ( 0) ) (1)	, 0	
•		前中間会計期間	弄	i中間会計期間
	(自	2024年2月1日	(自	2025年2月1日
	至	2024年7月31日)	至	2025年7月31日)
外注費		15,591 千円		29,408 千円
賞与引当金	繰入額	1,423 千円		1,100 千円

### (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

りより。		
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年2月1日	(自 2025年2月1日
	至 2024年7月31日)	至 2025年7月31日)
現金及び預金	325, 355 千円	280,811 千円
現金及び現金同等物	325, 355 千円	280,811 千円

#### (株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)

- 1. 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

- 1. 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)

当社の事業セグメントは、IT コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当社の事業セグメントは、IT コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年2月 1日 至 2024年7月31日)	当中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
通信サービス取次	378, 413 千円	417, 177 千円
ソフトウエアライセンス等	8,678 千円	12,307 千円
顧客との契約から生じる収益	387, 092 千円	429, 484 千円
外部顧客への売上高	387, 092 千円	429, 484 千円

#### (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間	当中間会計期間
項目	(自 2024年2月1日	(自 2025年2月1日
	至 2024年7月31日)	至 2025 年 7 月 31 日)
1株当たり中間純利益金額	3. 29 円	16.58円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	1, 268	6, 391
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	1, 268	6, 391
普通株式の期中平均株式数(株)	385, 500	385, 500

<sup>(</sup>注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

### (重要な後発事象)

# (2) 【その他】

# 第7 【外国為替相場の推移】

# 第二部 【特別情報】

# 第1 【外部専門家の同意】

### 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月30日

株式会社Yottavias 取締役会 御中

> OAG監査法人 東京都千代田区

> > 指定社員

業務執行社員

公認会計士 今井 基喜

指定社員

業務執行社員

公認会計士 髙橋 大樹

#### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Yottaviasの2025 年 2 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日までの第 13 期事業年度の中間会計期間 (2025 年 2 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで) に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Yottaviasの2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の 期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査 の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な

不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財 務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していな いと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。